

別 記 様 式

品種登録出願の受理について

農林水産植物の種類

出願品種の名称

上記の品種の品種登録出願を受理しましたので
お知らせします。

1. 品種登録出願の番号
第 号
2. 品種登録出願の年月日
年 月 日

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
農林水産省 食料産業局 知的財産課 種苗室
電話（代）03-3502-8111（内）4301

番 号
年 月 日

出願者 宛

農林水産大臣

品種登録出願の補正について

下記の品種登録出願は、種苗法（以下「法」といいます。）及び法に基づく命令で定める方式に違反していますので、法第12条第1項の規定に基づき、別紙の事項について品種登録出願の補正をすることを命じます。

別紙の指示に従って、適切な出願の補正を行ってください。命じた補正が完了するまで本出願の出願公表は行われませんので、いわゆる仮保護を受けることはできません。また、正当な理由なく、指定した期限内に補正が行われない場合には、法第12条第2項の規定に基づき、本出願を却下します。

記

- 1 品種登録出願の番号及び年月日
- 2 農林水産植物の種類
- 3 出願品種の名称

（施行注意）

_____は、出願公表手続前に補正を命じる場合のみ。

別紙

出願の補正を必要とする事項

品種登録出願の番号
品種登録出願の年月日
農林水産植物の種類
出願品種の名称

上記品種の出願については、下記の補正が必要なので、下記の指示に従って、期限までに（必着）別紙様式の出願補正書により補正してください。正当な理由なく、指定した期限内に補正がされない場合には、種苗法第12条第2項の規定に基づき、本出願を却下します。

記

- 1 願書又は説明書に必要な次の事項について不記載、記載不備又は未提出であるため、当該事項を記述した補正書を提出してください。

提出部数 1通 提出期限 年 月 日（施行日から30日後）

| 書面の種類 | 補正対象項目 | 説明内容 |
|-------|--------|------|
| | | |

- 2 植物体の写真が提出されていないため提出してください。

提出期限 年 月 日（施行日から30日後）

- 3 出願に必要な次の書面が提出されていないため提出してください。

(1) 委任状（代理人であることを証する書面）（原文及び翻訳文）

提出部数 1通 提出期限 年 月 日（施行日から30日後）

(2) 出願者が育成者の承継人であることを証する書面（原文及び翻訳文）

提出部数 1通 提出期限 年 月 日（施行日から30日後）

(3) 国籍を証する書面（原文及び翻訳文）

提出部数 各1通 提出期限 年 月 日（施行日から30日後）

(4) 出願者が締約国等（法第10条第1号の締約国等をいう。）及び同盟国（法第10条第2号の同盟国を言う。）のいずれにも属さない場合は、次に掲げる書面のい

ずれか一

提出部数 各1通 提出期限 年 月 日 (施行日から30日後)

イ 出願者が日本国内に住所又は居所 (法人にあっては、営業所) を有することを証する書面

ロ 出願者が締約国等又は同盟国に住所又は居所 (法人にあっては、営業所) を有することを証する書面 (原文及び翻訳文)

ハ 出願者の属する国が、日本国民に対し品種の育成に関してその国民と同一の条件による保護を認めていること又はその国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件に日本国民に対し当該保護を認めていることを証する書面及び当該国が出願品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証する書面 (原文及び翻訳文)

(5) 優先権主張の基礎となる出願があったことを証する書面 (原文及び翻訳文)

提出部数 各1通 提出期限 年 月 日 (出願日から3か月後)

(6) 種子又は菌株の提出

提出量 種子 1,000 粒又は菌株 5 本 (試験管 18×180mm に培養した菌株)

提出期限 年 月 日 (施行日から30日後)

(7) その他 (具体的に必要な書面の名称を記載)

提出部数 各1通 提出期限 年 月 日 (施行日から30日後)

4 出願に必要な出願料が収入印紙により納付されていないため、収入印紙により納付してください。

不足額 円 納付期限 年 月 日 (施行日から15日後)

出 願 補 正 書

農林水産大臣 宛

出願者 住所
氏名
代理人 住所
氏名

下記の品種の出願を次のとおり補正します。

- 1 品種登録出願の番号及び年月日
- 2 農林水産植物の種類
- 3 出願品種の名称
- 4 補正命令の年月日
- 5 補正事項
補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）

補正の内容

（備考）

1. 願書又は説明書の記載事項に係る補正にあつては、補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）欄にその補正対象項目を記載し、補正の内容欄に補正後の願書の記載事項を記載して補正する。記載事項に係る補正事項が多岐にわたる場合にあつては、補正の内容欄に「別添」と記載し、記載事項の補正を行った願書又は説明書を1通添付して補正の内容とすることができる。
2. 書面又は出願品種の植物体の写真の不添付、不提出又は不足に係る補正にあつては、補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）欄に対象書面名又は物件名を記載し、補正の内容欄に提出する書面の名称又は写真の種類名を記載の上、出願補正書に添付して補正する。
3. 種子又は菌株に係る補正にあつては、「種子、菌株送付書」を付して必要な種子又は菌株を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事（種苗管理担当）宛て送付した上で、補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）欄に物件名を記載し、補正の内容欄に、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事（種苗

管理担当)宛てに送付した日、送付した数量、送付の方法を記載して補正する。

4. 出願料に係る補正にあつては、補正対象書面名又は物件名(及び補正対象項目)欄に「出願料 補正額47,200円」のように出願料に係る補正である旨及び納付する出願料の不足額を記載の上、補正の内容欄に必要額の収入印紙を貼付して行う。
5. 補正事項が2以上ある場合にあつては、補正事項ごとに補正事項欄に()で枝番号を付した上で、それぞれに補正対象書面名又は物件名(及び補正対象項目)欄及び補正の内容欄を設けて補正する。

出 願 者 宛

農林水産大臣

品種登録出願品種の名称の変更について

下記の品種登録出願により提示された出願品種の名称は、別紙1の理由により種苗法第4条第1項*第 号に掲げる品種登録を受けることができない名称に該当しますので、同法第16条第1項の規定により出願品種の名称の変更を命じます。** 年 月 日までに（必着）別紙2の出願品種の名称変更届出書を提出してください。***出願公表は、原則として、名称変更が行われた後に行います。また、指定した期限までに正当な理由なく名称変更届出書が提出されなかった場合には、種苗法第17条第1項第2号に該当するものとして、本出願を拒絶する手続をとることとなります。

記

- 1 品種登録出願の番号
- 2 品種登録出願の年月日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出 願 品 種 の 名 称

**** 5 出 願 時 の 品 種 名 称

提出先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省 食料産業局 知的財産課 種苗室 宛

（施行注意）

1. *は、種苗法第4条第1項の該当する号を記載する。
2. **は、施行日から30日後とする。
3. ***は、出願公表していない出願に限る。
4. ****は、出願後に品種名称の変更が行われている場合に限る。

別紙1

名称変更を必要とする出願品種及びその理由

1 品種登録出願の番号

2 出願品種の名称

3 名称変更を必要とする理由

(1) 商標 ○○○ 類 △△△ に「 □□□ 」がある。

(2) ○○○ の既存品種の名称の中に「 △△△ 」がある。

(3) その他

(備考)

「名称変更を必要とする理由」の各号には、出願品種の名称が商標又は既存品種の名称と同一である又は類似している等の具体的理由を記載する。

番 号
年 月 日

出願者 宛

農林水産大臣

品種登録出願の却下について

下記の品種登録出願は、種苗法及び種苗法に基づく命令で定める方式に違反したものであり、種苗法第12条第1項の規定に基づき文書（ 年 月 日付け 食産第 号）をもって命じた出願の補正が、指定した期限内になされなかったため、種苗法第12条第2項の規定に基づき却下します。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、行政事件訴訟法に基づく取消しの訴えを提起することができます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には、取消しの訴えを提起することができません。

記

- 1 品種登録出願の番号及び年月日
- 2 農林水産植物の種類
- 3 出願品種の名称

別記様式4

番 号
年 月 日

出願者 宛

農林水産大臣

審査資料の提出について

農林水産植物の種類 _____
出願品種の名称 _____
品種登録出願の番号 _____

上記の出願品種に係る審査のため、下記の資料を _____ 年 _____ 月 _____ 日までに（必着）提出されたく、種苗法第15条第1項の規定により請求します。

なお、正当な理由がなく、資料の提出が行われない場合には、種苗法第17条第1項第2号に該当するものとして、本出願を拒絶する手続きをとることとなります。

記

別記様式 6

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局知的財産課長 宛

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
種苗管理センター所長

栽培試験の実施方法について

年 月 日付けで通知のあった栽培試験計画に基づき、別紙のとおり栽培試験の個別の実施方法を策定したので通知します。

別紙

栽培試験の実施方法

| 農林水産植物の種類 | 出願品の名称 | 品種登録出願の番号 | 栽培試験実施場所名 | 出願者から送付される出願品種の種苗 | | 送付予定期日 | 試験方法 | | | 備考 |
|-----------|--------|-----------|-----------|-------------------|----|--------|------|------|--------|----|
| | | | | 種類 | 数量 | | 栽培時期 | 栽培方法 | 試験区の設定 | |
| | | | | | | | | | | |

別記様式 7

番 号
年 月 日

農林水産大臣 宛

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事（種苗管理担当）

栽培試験の依頼について

年 月 日付けで通知があった栽培試験計画のうち、別紙の品種登録出願の番号の出願品種については、種苗法第15条第5項の規定により、栽培試験を別紙の関係行政機関等に依頼したいので、同意を求めます。

番 号
年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事（種苗管理担当）宛

農林水産大臣

栽培試験の依頼について

年 月 日付けで通知があった栽培試験の依頼について、別紙のとおり同意します。栽培試験の依頼先が適当でないと判断された出願品種については、新たな依頼先を選定した上で、改めて同意を求めるようお願いします。

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局知的財産課長 宛

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
種苗管理センター所長

栽培試験の実施方法の変更について

年 月 日付け 号をもって策定した栽培試験の実施方法のうち、下記の出願品種に係るものについて実施方法を変更する必要が生じたので通知します。

記

| 農林水産植物の種類 | 出願品種の名称 | 品種登録出願の番号 | 変更する必要が生じた事項等 | | | |
|-----------|---------|-----------|---------------|----|-----|----|
| | | | 項目 | 現行 | 変更後 | 理由 |
| | | | | | | |

別記様式10

現 地 調 査 の 実 施 方 法

| 農林水産植物の種類 | 出願品種の名称 | 品種登録出願の番号 | 出願者氏名又は名称 | 調査場所 | 出願品種及び対照品種の試作方法 | | | 出願者が実施する調査 | 実施予定時期 |
|-----------|---------|-----------|-----------|------|-----------------|----------|------|------------|--------|
| | | | | | 作型及び栽培方法 | 区の設定及び株数 | 対照品種 | | |
| | | | | | | | | | |

※摘心、薬剤処理等(例:成長抑制剤によるわい化处理)は行わないでください(種類別審査基準に定めがある場合及び知的財産課種苗室長の承諾がある場合を除く。)

出願者 宛

農林水産大臣

出願品種の栽培試験の実施及び種苗の提出について

貴殿の出願に係る品種について、別記により栽培試験を実施しますのでお知らせします。

また、種苗法第 15 条第 1 項の規定により、別記により出願品種の種苗の提出を命じます。提出種苗の形態、数量等は別記に従い、健全かつ無病で成長抑制（わい化）剤による処理等を行っていない種苗を提出してください。正当な理由なく種苗の提出が行われない場合には、種苗法第 17 条第 1 項第 2 号に該当するものとして、本出願を拒絶する手続をとることとなります。

不明な点等ありましたら、以下の担当者まで御連絡ください。

〒100-8950
東京都千代田区霞が関 1-2-1
農林水産省食料産業局知的財産課種苗室
03-3502-8111（代表）
担当

（施行注意）

下線部は、種苗の提出を要する場合に限る。

(別記)

| 品種登録 出願の番 号 | 農林水 産植物 の種類 | 出願品 種の名 称 | 提出種苗等 | | | 栽培試験実施機関 (種苗提出先) | | | 栽培試験 開始時期 |
|-------------------|-------------------|-----------------|-------|----|----------|---------------------|----------|----|--------------|
| | | | 種類 | 数量 | 提出 期限 | 機関名 | 郵便 番号 | 住所 | |
| | | | | | | | | | |

(施行注意)

種苗の提出を要しない場合には、「提出種苗等」欄は「提出不要」とする。

農林水産大臣 宛

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事（種苗管理担当）

栽培試験の実施に係る支障について

栽培試験の実施に係る支障が生じたので、種苗法施行規則第 1 1 条の 2 第 2 項の規定により通知します。

記

| 農林水産植物の種類 | 出願品種の名称 | 品種登録出願の番号 | 栽培試験の実施中に生じた支障の内容等 | |
|-----------|---------|-----------|--------------------|------------|
| | | | 支障の具体的内容 | 原因等 |
| | | | (○株中、△株枯死) | (モザイク病の発生) |

番 号
年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
種苗管理センター所長 宛

農林水産省食料産業局知的財産課長

栽培試験の実施に係る支障に対する対処方法等について

年 月 日付けで農林水産大臣宛て通知があった栽培試験の実施に係る支障
については、下記のとおり対処願います。

記

| 農林水産植 物の種類 | 出願品種の 名称 | 品種登録出 願の番号 | 対 処 方 法 等 |
|---------------|-------------|---------------|-----------|
| | | | |

番 号
年 月 日

出願者 宛

農林水産省食料産業局知的財産課長

再試験（調査）の実施について

貴殿の出願に係る品種について、別記理由により再試験（調査）を実施しますのでお知らせします。なお、試験（調査）の実施内容については、別途通知いたします。

不明な点等がありましたら、以下の担当者まで御連絡をお願いします。

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省食料産業局知的財産課種苗室

電話 03（3502）8111（代表）

担当

（施行注意）

施行に当たっては、出願者別に該当する別紙を添付する。

現地調査員依頼通知書

現地調査員 宛

種苗法第15条第3項の規定により、下記により貴殿に出願品種の現地調査員への就任を依頼します。

記

1 調査対象農林水産植物

2 調査依頼期間

年 月 日 ～
年 月 日

年 月 日
農林水産大臣

出願者 宛

農林水産大臣

出願品種の現地調査の実施について

貴殿の出願品種について種苗法第15条第2項の規定に基づく現地調査を実施しますので、出願品種及び対照品種の試作等の準備をお願いします。

また、種苗法第15条第1項の規定により、別添の現地調査の実施方法に記載した数量の出願品種の植物体の提出（提出場所は現地調査の実施場所、提出期限は現地調査の実施日とします。）を命じます。

現地調査の実施日については、出願品種の生育状況に基づき決定し、事前に通知します。

なお、正当な理由なく、現地調査を拒んだ場合又は上記の提出命令に従わず当該命令に係る出願品種の植物体を提出しなかった場合には、種苗法第17条第1項第2号に該当するものとして、本出願を拒絶する手続をとることとなります。

不明な点等がありましたら、以下の担当者まで御連絡をお願いします。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省食料産業局知的財産課種苗室
03-3502-8111（代表）
担当

（施行注意）

別記様式10の写しを添付する。

番 号
年 月 日

出願者 宛

農林水産省食料産業局知的財産課長

出願品種の現地調査について

貴殿の出願品種について下記により現地調査を行いますので、御了知ください。

記

- 1 品種登録出願の番号
- 2 農林水産植物の種類
- 3 出願品種の名称
- 4 調査年月日
- 5 調査担当者氏名
- 6 現地調査場所

番 号
年 月 日

現地調査員 宛

農林水産省食料産業局知的財産課長

出願品種の現地調査について

このことについて、下記により出願品種の現地調査を依頼します。

記

- 1 品種登録出願の番号
- 2 農林水産植物の種類
- 3 出願品種の名称
- 4 調査年月日
- 5 調査担当者氏名
- 6 現地調査場所

番 号
年 月 日

出願者 宛

農林水産大臣

品種登録出願の拒絶理由の通知について

下記の品種登録出願は、下記4の拒絶理由により拒絶すべきものと認められるため、種苗法第17条第2項の規定により拒絶理由を通知します。

同項に基づき、出願者は 年 月 日までに（必着）意見書を提出することができます。意見書の様式は、種苗法施行規則別記様式第7号の様式によります（様式別添）。

記

- 1 品種登録出願の番号及び年月日
- 2 農林水産植物の種類
- 3 出願品種の名称
- 4 拒絶理由
 - (1) 拒絶理由及び該当する種苗法の条項
 - (2) 拒絶理由の説明

提出先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省 食料産業局 知的財産課 種苗室 宛

（施行注意）

1. 意見書の提出期限は施行日から60日後とする。
2. 必要に応じて、調査データ、資料等を添付する。

番 号
年 月 日

出願者 宛

農林水産大臣

品種登録出願の審査再開の通知について

下記の品種登録出願について、意見書の内容を検討した結果、正当であると認められるので、審査を再開します。

記

- 1 品種登録出願の番号及び年月日
- 2 農林水産植物の種類
- 3 出願品種の名称

出願者 宛

農林水産大臣

品種登録出願の拒絶について

下記の品種登録出願は、種苗法第 17 条第 1 項第 号に該当するため拒絶します。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として、行政事件訴訟法に基づく取消しの訴えを提起することができます。なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過した場合には、取消しの訴えを提起することができません。

記

- 1 品種登録出願の番号及び年月日
- 2 農林水産植物の種類
- 3 出願品種の名称
- 4 拒絶理由
 - (1) 拒絶理由及び該当する種苗法の条項
 - (2) 拒絶理由の通知の年月日
 - (3) 拒絶理由の説明

(施行注意)

_____ は、種苗法第 17 条第 1 項の該当する号を記載する。

番 号
年 月 日

出願者 宛

農林水産省食料産業局知的財産課長

品種登録出願の取下げ（放棄）について

年 月 日付けで貴殿より申出のあった下記の品種登録出願の取下げ（放棄）については、その手続を完了したのでお知らせします。

記

- 1 品種登録出願の番号及び年月日
- 2 農林水産植物の種類
- 3 出願品種の名称

番 号
年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事（種苗管理担当） 宛

農林水産省食料産業局長

〇〇年度種別審査基準作成計画について

このことについて、別紙のとおり計画を策定したので御了知の上、特性審査基準の作成に当たっての情報収集について御配慮願いたい。

別 紙

〇 〇 年 度 種 類 別 審 査 基 準 作 成 計 画

| 農林水産植物の種類 | 出願番号 | 出願者の氏名 | 代理人の氏名 | 作成期間 |
|-----------|------|--------|--------|------|
| | | | | |

農林水産省食料産業局長 宛

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事（種苗管理担当）

〇〇年度種別審査基準作成に当たっての情報提供について

このことについて、別添のとおり種苗特性分類調査をとりまとめたので報告する。
なお、取りまとめた農林水産植物の種類は、下記のとおりである。

記

農林水産植物の種類

出願品種種子・菌株送付書

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事（種苗管理担当） 宛

出願者の住所（〒 ）

出願者の氏名又は名称

（法人の場合には代表者の氏名を記載する。）

代理人の住所（〒 ）

代理人の氏名又は名称

（法人の場合には代表者の氏名を記載する。）

下記の出願品種の種子（菌株）を送付します。

記

- 1 出願する品種が属する農林水産植物の種類
- 2 出願する品種の名称
- 3 種子又は菌株の別及び提出数量（○を付す）

| | |
|-------|---------|
| 種子 | 1, 000粒 |
| 菌株試験管 | 5本 |

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局知的財産課長 宛

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
種苗管理センター所長

品種登録保管種子の発芽率等の検査結果について

別紙の品種登録保管種子が無処理であるか否かの検査及び発芽率の検査を実施した結果、保管に適さないと認められるので報告する。

別紙

品種登録保管種子のうち保管に適さないと認められる種子

| 出願の番号 | 農林水産植物 の種類 | 出願品種の名称 | 出願者名 | 発芽率 | 処理の 有無 | 備考 |
|-------|---------------|---------|------|-----|-----------|----|
| | | | | % | | |

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局知的財産課長 宛

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
種苗管理センター所長

品種登録保管菌株の検査結果について

別紙の品種登録保管菌株を検査した結果、当該菌株は保管に適さないと認められるので報告する。

別紙

菌株の検査調書

菌株受理番号 第 号 菌株受理年月日 年 月 日

農林水産植物の種類

出願品種の名称

検査年月日 年 月 日

検査結果

検査担当者 所属
氏名

番 号
年 月 日

出願者 宛

農林水産省食料産業局知的財産課長

出願品種種子・菌株の再提出について

年 月 日付けをもって貴殿から品種登録出願の際に提出された下記品種の種子・菌株は、検査の結果、保管に適さないと認められるので、健全かつ無病な種子・菌株を別紙種子・菌株再送付書とともに国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事（種苗管理担当）宛て再提出してください。

なお、すぐに提出できない場合には、提出できない理由及び提出可能な時期を知的財産課長宛て通知してください。

記

出願の番号

農林水産植物の種類

出願品種の名称（出願時）

別紙

出願品種種子・菌株再送付書

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事（種苗管理担当） 宛

出 願 者 の 住 所 （〒 ）

出願者の氏名又は名称

（法人の場合には代表者の氏名を記載する。）

代理人の住所（〒 ）

代理人の氏名又は名称

（法人の場合には代表者の氏名を記載する。）

年 月 日付け — をもって通知のあった「出願品種種子・
菌株の再提出について」に基づき、下記の出願品種の種子・菌株を再送付します。

記

- 1 出願の番号
- 2 農林水産植物の種類
- 3 出願品種の名称
- 4 種子又は菌株の別及び提出数量
 - 種子 1, 000粒
 - 菌株試験管 5本

番 号
年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
種苗管理センター所長 宛

農林水産省食料産業局知的財産課長

出願品種の菌株の鑑定依頼について

出願品種の審査のために必要なので、別紙の菌株について鑑定を依頼する。

別紙

- 1 出願の番号
- 2 農林水産植物の種類
- 3 出願品種の名称
- 4 出願者の氏名又は名称
- 5 対照品種の名称
- 6 鑑定項目

別記様式30

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局知的財産課長 宛

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
種苗管理センター所長

菌株鑑定結果の送付について

年 月 日付け ー で依頼のあった菌株の鑑定について別添のとおり
報告する。